



高校生の学費負担を支援します！



埼玉県マスコット
「コバトン」

埼玉県マスコット
「さいたまっち」

埼玉県では、高等学校等に通う生徒の修学を支援するため、学費負担を軽減する制度や無利子で奨学金を貸し出す制度など、さまざまな修学支援制度を用意しています。
下表にある各制度の詳しい内容や申請方法については、中面や裏面を御覧ください。

◎高等学校等にかかる教育費とそれぞれの修学支援制度（いずれの制度も所得基準等の要件があります。）

教育費	支援制度名及び概要	国公立	私立
①入学料・授業料	高等学校等就学支援金制度 ○国が生徒に代わり高等学校等の授業料を負担する制度	○	○
	入学料・授業料減免制度 ○入学料や授業料を免除する制度	○	—
	父母負担軽減事業補助制度 ○県内在住、県内私立高等学校等に通う世帯へ授業料等を補助する制度	—	○
②授業料以外の教育費	奨学のための給付金制度 ○学用品など授業料以外の教育費の一部を給付する制度	○	○
	父母負担軽減事業補助制度 ○県内在住、県内私立高等学校等に通う世帯へ施設費等を補助する制度	—	○
③教育費全般	埼玉県高等学校等奨学金制度 ○高等学校等で学ぶための費用を無利子で貸し出す制度（要返還）	○	○

◎重要なお知らせ

- このお知らせは、令和2年10月現在の内容です。（令和3年度は変更の可能性があります。）
- いずれの支援制度も、利用するためには、必要書類を揃えて申請する必要があります。
申請時期が近くなりましたら、在学（中学校又は高校等）から制度の内容や申請方法について案内があります。

国公立高等学校に進学する生徒への修学支援制度

① 入学料・授業料に対する支援制度

埼玉県立 授業料 入学料



◎県立高等学校の授業料・入学料金額表

※市立高等学校や国立高等学校の制度、授業料・入学料や補助額については、進学予定の学校へお問合せください。

課 程	授 業 料	入 学 料
全日制	118,800円(年額)	5,650円
定時制(単位制課程を除く)	32,400円(年額)	2,100円
定時制(単位制課程)	1,750円(1単位につき)	
通信制	330円(1単位につき)	500円



支援制度名	高等学校等就学支援金制度	入学料及び授業料の減免制度
内 容	次の要件に該当する場合、国が国公立高等学校の授業料を負担する制度です。	次の要件に該当する場合、入学料や授業料を減額・免除する制度です。
要 件	<ul style="list-style-type: none"> 国公立高等学校に在学していること 保護者等(原則、親権者)の市町村民税の課税所得を基に算出した金額^{※1}が、30万4,200円を下回っていること(世帯年収の目安:約910万円[※]未満) 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者等の被災、死亡、長期傷病、失職、離職などにより家計が急変した場合 保護者等の市町村民税所得割額が非課税(0円)の場合
補 助 額	上記の授業料額と同額	原則、上記の授業料・入学料額と同額を免除
申請方法	4月に在学期へ申請します。	4月以降に在学期へ随時(入学料の減免は、原則6月まで)申請します。
備 考	<p>※世帯年収は4人世帯(夫婦片働き(給与収入のみ)、高校生1人(16歳以上)、中学生1人)の場合を想定しています。なお、どのような世帯構成であっても基準額30万4,200円は変わりません。</p>	授業料の免除については、高等学校等就学支援金を受けられない方のみ対象になります。

※1 所得要件の判定額は次のとおり算出します。市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額

② 授業料以外の教育費に対する支援制度

埼玉国公立 奨学給付金

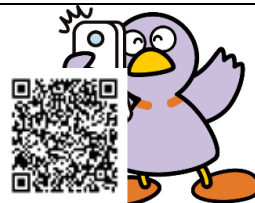


入学料・授業料のほか、修学旅行積立金やPTA会費などを在学期へ納入する必要があります。

支援制度名	国公立高等学校等奨学のための給付金制度			
内 容	次の要件に該当する場合、 <u>教科書代や学用品代</u> など授業料以外の教育費の一部を給付する制度です。			
要 件	<ul style="list-style-type: none"> 保護者等が県内に住所を有していること 生活保護(生業扶助)受給世帯、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税(0円)世帯又は、令和2年に家計急変事由が発生し、令和3年度は非課税に相当する世帯であること。 			
給 付 額	世帯区分	課 程	給 付 額	申請方法 毎年7月に 在学期へ申請
	生活保護受給世帯	共通	32,300円	
	道府県民税所得割額 及び市町村民税所得割額 非課税世帯	全日制・定時制 通信制	84,000円～129,700円 [※] 36,500円	
※世帯構成や扶養の状況によって給付額が変わります。				

このページに関するお問い合わせ

埼玉県教育局 教育総務部 財務課 授業料・奨学金担当
 TEL:048-822-5670 FAX:048-833-0497
 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1



奨学のための給付金(国公立)について詳しくはこちらから

私立高等学校等に進学する生徒への修学支援制度

① 授業料・施設費等納付金・入学金に対する支援制度

埼玉私立 授業料軽減



支援制度名	高等学校等就学支援金制度	父母負担軽減事業補助制度
内 容	次の要件に該当する場合、国が私立高等学校等の授業料の一部を補助する制度です。	次の要件に該当する場合、県が私立高等学校等の授業料、施設費等納付金及び入学金の一部を補助する制度です。
要 件	<ul style="list-style-type: none"> 私立高等学校等に在学していること 保護者等（原則、親権者）の市町村民税の課税所得を基に算出した金額^{※1}が、30万4,200円を下回っていること（世帯年収の目安：約910万円^{※2}未満） 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒と保護者が県内在住で、<u>県内の私立高等学校等に在学していること</u> 保護者の市町村民税の課税所得を基に算出した金額^{※1}が21万2,700円を下回っていること（世帯年収の目安：約720万円^{※2}未満）
申請方法	4月に在学学校へ申請します。申請時期等の詳細は学校から案内があります。	6～7月に在学学校へ申請します。申請時期等の詳細は学校から案内があります。

補助額【全日制の場合】

世帯年収の目安 ※3 支給内容/補助額		約 500 万円 未満	約 590 万円 未満	約 609 万円 未満	約 720 万円 未満	約 910 万円 未満
		授 業 料	396,000 円		118,800 円	
施設費等納付金	支 援 金	0 円		259,200 円		
		父 母 負 担	200,000 円			
入 学 金	100,000 円（新入生のみ）					

※1 所得要件の判定額は次のとおり算出します。市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額

※2 世帯年収は4人世帯（夫婦片働き（給与収入のみ）、高校生1人(16歳以上)、中学生1人）の場合を想定しています。

※3 生活保護世帯・家計急変世帯は実際に負担する授業料・施設費等納付金を全額補助します。

② 授業料以外の教育費に対する支援制度

埼玉私立 奨学給付金



上記の授業料等への支援制度に加えて下記の制度による支援があります。

支援制度名	私立高等学校等奨学のための給付金制度			
内 容	次の要件に該当する場合、 <u>教科書代や学用品代など授業料以外の教育費の一部</u> を給付する制度です。			
要 件	<ul style="list-style-type: none"> 保護者等が県内に住所を有していること 生活保護（生業扶助）受給世帯、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税（0円）世帯又は、令和2年に家計急変事由が発生し、令和3年度は非課税に相当する世帯であること。 			
給 付 額	世帯区分	課 程	給 付 額	申請方法 県内校在学の場合は学校へ、県外校在学の場合は県へ直接申請
	生活保護受給世帯	共通	52,600 円	
	道府県民税所得割額 及び市町村民税所得割額 非課税世帯	全日制・定時制	103,500 円～138,000 円 [※]	
		通信制	38,100 円	
※世帯構成や扶養の状況によって給付額が変わります。				

このページに関するお問い合わせ

埼玉県総務部 学事課 高等学校担当 「学費軽減ヘルプデスク」
TEL:048-830-2725 FAX:048-830-4735
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

詳しくはこちらから

① 授業料軽減

② 奨学給付金





《埼玉県高等学校等奨学金制度》

- ・高等学校等で学ぶための費用を無利子で貸し出す制度です。
- ・この奨学金は貸与です。高等学校等卒業後に生徒本人が必ず返還しなければなりません。
- ・連帯保証人は不要で、中学3年生時に申し込むと高校進学前に借り入れができます。

○対象者

次のすべての要件に該当する生徒が対象です。

- ・高等学校等に在学する生徒または進学予定の中学校3年生であること
- ・保護者等が県内に居住していること
- ・品行方正で学習意欲があり(※1)、経済的理由により修学が困難(※2)であること

※1 在学校の校長から推薦を受ける必要があります。

※2 所得基準：4人世帯(夫婦片働き(給与収入のみ)、高校生1人(16歳以上)、中学生1人)の場合、世帯年収は約830万円以下が目安

○貸与額

奨学金の貸与額は、下記の金額から生徒本人が選択します。

区 分	月額奨学金	入学一時金
国公立高等学校等	① 15,000円/月	① 50,000円
	② 20,000円/月	② 100,000円
	③ 25,000円/月	
私立高等学校等	① 20,000円/月	① 100,000円
	② 30,000円/月	② 250,000円
	③ 40,000円/月	



中学3年生の場合は、
進学先が決まってから
貸与額を選択します！

○返還について

返還期間：高等学校等卒業後4年6か月経過後から12年間

利 息：無利子(ただし、滞納した場合には遅延損害金の支払義務が生じます。)

○募集時期と申請方法

募集時期によって貸与を受けられる時期が異なります。貸与を希望する場合は、いずれかの募集期間内に、在学する中学校(進学後は進学先の高校等)から申請の案内を受け取り、案内に記載の提出先まで必要書類(申請書・課税証明書・戸籍謄本等)を提出してください。

募集時期	貸与方法	貸与時期
令和2年11月～3年1月 (中学3年生時申請)	2回に分けて貸与	前期：令和3年3月以降(入学一時金・月額奨学金6カ月分)
		後期：令和3年10月以降(月額奨学金6カ月分)
令和3年4月 (高等学校等入学後申請)	一括で貸与	一括：令和3年6月下旬以降(入学一時金・月額奨学金12カ月分)

このページに関するお問い合わせ

埼玉県教育局 教育総務部 財務課 授業料・奨学金担当

TEL:048-822-5670 FAX:048-833-0497

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1



奨学金
について詳しくは
こちらから